

ID: 82

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	観覧料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市谷崎潤一郎記念館条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	昭和63年条例第7号		
【根拠条文】 (観覧料等の不還付) 第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第8条の2第1項の利用料金(館外貸出しに係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日